

第2回成長力底上げ戦略推進円卓会議 議事要旨

日 時：平成19年6月6日（水）18：30～19：30

場 所：官邸4階大会議室

出席者：太田委員、清成委員、小出委員、小島委員、佐伯委員、桜田委員、高木委員、竹中委員、丹羽委員、樋口委員、山口委員、塩崎官房長官、大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、山本再チャレンジ担当大臣、大村内閣府副大臣、田村内閣府大臣政務官、尾身財務大臣、柳澤厚生労働大臣、赤城農林水産大臣、甘利経済産業大臣、冬柴国土交通大臣、根本内閣総理大臣補佐官、土屋総務大臣政務官、小淵文部科学大臣政務官

（塩崎内閣官房長官） ただいまから、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の第2回の会合を始めさせていただきますと思います。

本日は大変お忙しい中、それぞれご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

「成長力底上げ戦略」につきましては、第1回の「円卓会議」でご了承いただき、その推進を図ることとなりました。

今回は、「各戦略の19年度実施計画及び20年度以降の取組方針」について議論するとともに、「ジョブ・カード構想委員会」、「地方版円卓会議の開催状況」、「最低賃金の現状」、「生産性向上と最低賃金引上げに関する論点」も取り上げてまいりたいと思っているところでございます。

それでは、これ以降、樋口議長に議事の進行をお願い申し上げたいと思います。

それでは、先生、よろしく申し上げます。

[プレス退室]

（樋口議長） それでは、第2回「円卓会議」を始めるに当たり、新たに委員に参加していただきます太田房江大阪府知事からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（太田委員） 大阪府知事の太田でございます。

地方の代表ということで、この会議に加わらせていただきますが、大変光栄に存じております。一、二分挨拶を、ということでございますので、僭越でございますが、先般、大阪で「地方版円卓会議」が初めて開かれまして、その折のことをご報告することでご挨拶にかえたいと

思うのですけれども、大阪は中小企業の町としても大変有名でございます。今日も議論になると思いますけれども、最低賃金との関連で、中小企業の方々から、生産性の向上へのサポートと同時にこの問題を論じてほしいという声ですとか、あるいは、大阪は大分、景気がよくなってきたのですけれども、地方代表としては、やはり雇用の実態、生活の環境等、地域によってばらつきがあるので、実情をしっかりと国に把握していただいて、そして地方独自の施策に対してもご理解いただきたいという感じを、私自身、強く持っております。地方の思いをしっかりと伝えていく役割を果たさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(樋口議長) ありがとうございます。

なお、本日、江頭委員は都合により欠席とのことでございます。

それでは、議事を進めてまいります。

まず、一通り資料の説明を受けた後、順次、議論してまいりたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

(山崎内閣府官房審議官) お手元の資料でございます。

まず、議事次第をごらんになっていただきたいと思います。

本日の議題は、2つございます。

1つは、「2」と書いてございますが、「各戦略の19年度実施計画と20年度以降の取組方針」等でございます。これは、前半の議題でございます。それから、「その他」と書いてございますが、これは「生産性向上と最低賃金の引上げ」に関します議論という形になるわけでございます。

配付資料でございますが、前半のものに関しましては1から3、後半が4から7という形になっております。全体をまとめて、簡潔にご説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1でございます。横紙に、少し細かく書いてございますが、この底上げ戦略は3つの柱からなっております。その19年度の実施計画と20年度以降の方針でございます。

まず最初に、「人材能力戦略」と書いてございますが、これはいわゆるフリーター等の方々に対しまして、職業能力形成機会を与えていこうというものでございます。その方々に対しまして、「ジョブ・カード」というカードを交付しようということでございまして、19年度はこういうプログラムを用意してございますが、本格実施は20年度を予定してございます。

この1ページ目の左側の一番下に、「官民共同推進組織の設置」とございますが、この構想に関します構想委員会を設置することになってございます。具体的には、資料2でございます

が、1枚ございまして、5月23日に森下委員長を始めとする「ジョブ・カード構想委員会」が設置されました。これを踏まえまして、第2回を来週、考えてございまして、具体的な骨格づくりを進めていこうというものでございます。したがいまして、これを決めた上で、来年の実施に向けて本格的な検討を進めていくというものでございます。

また、資料1の2ページ目をあけていただきたいと思います。2番目の柱が「就労支援戦略」というものでございます。これは、「福祉から雇用へ」ということで、例えば生活保護等の方々に関しましても、可能な限り雇用へ結びつけていこうというものでございます。これは、既に厚生労働省を中心に19年度からスタートしてございまして、まず最初は「地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開」という形でございます。それから次が、ハローワークが中心になるわけでございますが、「ハローワークを中心とした「チーム支援」」ということで、雇用側、福祉側が一緒になってチームで支援していこうというものでございます。

それから、次のページでございまして、障害者に関しましては「雇用促進法制を整備」する。特に、(2)の「工賃倍増5か年計画」と呼んでございまして、いわゆる授産施設等で働いていらっしゃる障害者の方、この方々の工賃を引き上げていこうという5か年計画でございまして、これもスタートしてございます。

それから、次の4ページ目でございますが、3つ目の柱でございます。「中小企業底上げ戦略」でございます。これに関しましては、まず最初に「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成」と、まさしく今日の後半のテーマになるわけでございます。それを踏まえた上でございまして、(2)としまして、中小企業に関しまして「生産性向上プロジェクト」というもの、これは中小企業庁を中心に関係各省が協力しまして、今、プログラム全体を策定している状況でございます。大きく、共通基盤対策ということで、中小企業全般にわたるもの、下請取引の適正化、それからIT化・省エネ・機械化・経営改善、中小企業の再生、それから人材能力の向上、創業・起業、こういう形できめ細かな対策を講じていこうということで、現在、プログラムを策定している状況でございます。

次の5ページ目でございますが、こういう共通基盤に加えまして、特に生産性の面でどうしても弱い面といたしまししょうか、そういう業種、さらに賃金の水準が低い地域がございまして、これについては重点的な対策をあわせて行おうということで検討してございまして、まず地域中小企業活性化策、「中小企業地域資源活用プログラム」を推進していく、もしくは「中心市街地活性化法」に基づきます活性化を行っていくというものでございます。重点業種としましては、小売・商店街、建設業、それからサービス業、生活衛生関係営業、宿泊産業、繊維業、

食品加工業、農業、最後にベンチャーと、個別対策を加えて推進していくというものでございます。

それから、最後は最低賃金でございます。ここでございますように、最低賃金の周知徹底をまず図ってございますが、②でございますように、現在、国会で「最低賃金法」の改正案を提出してございまして、その改正の内容、その上で、③でございますが、今後の取組についてどう考えるかというものでございます。

それから、資料3を見ていただきたいと思います。

先ほど、太田府知事からご紹介いただきました「地方版円卓会議」でございますが、これは全県で行うという形で、各都道府県の代表、各国の支分局の代表、産業界、労働界、学識経験者、教育、福祉と、非常に多岐にわたる方が参加していらっしゃいます。既に12県、こういう形で開催されてございまして、7月にかけてほぼ全県で開催されます。

10ページ以降に、簡潔にその議事内容をまとめてございますのは、実は各県の円卓会議で、ぜひとも議論の内容を中央に伝えていただきたいと思いますということでございましたので、紹介させていただいてございます。また、記事もございますので、これは後ほどご覧になっていただきたいと思います。

以上が前半の資料でございます。

それから、資料4でございますが、後半の議題の最低賃金に関する状況でございます。これに関しまして、ご紹介したいと思います。

まず、資料4は「最低賃金の現状」でございます。1ページ目をあけていただきたいと思います。1ページ目でございますが、最低賃金制度の概要でございます。この最低賃金というのは、制度趣旨が書いてございますが、国が法的な強制力を持って定めるものでございます。したがって、これに違反すると、まさに罰則がかかるというものでございます。この対象者というのは、いわゆる正規労働だけではございまして、パート、アルバイトも含むすべての労働者に適用されるというものでございます。

具体的な金額でございますが、最低賃金審議会で定められています。中央で目安を決め、最終的には各都道府県の最低賃金審議会で決めていくという形になってございます。

次の25ページ目でございますが、その決定基準としましては、3つ大きくございまして、「労働者の生計費」、それから「類似の労働者の賃金」の状況、そして③、まさにこれは生産性にかかわりますが、「事業の賃金支払能力」、この3つの要素を勘案して決めていくという形でございます。

次の26ページ目でございますが、現在、これに関します改正法案を国会に出してございます。具体的に申し上げたいと思います。改正の概要、1でございますが、地域別の最低賃金にしまして、生活保護とのいわゆる逆転現象を是正するという意味で、生活保護との整合性も考慮するということ。加えまして、罰金の上限を2万円から50万円に引き上げる、主にこういう内容を示した法案を、現在、国会に提出しているという状況でございます。

それから、27ページ目でございますが、これは現在の我が国におきます最低賃金でございます。これは、時間額で書いてございますが、一番下の673円、これが全国平均でございます。一番高いのは、真ん中よりちょっと上ですが、東京が1時間当たり719円でございます。一番低いのは、青森、岩手、秋田、それから最後の沖縄でございますけれども、610円という形でございます。地域によってかなり差があるという形でございます。基本的には、毎年改定されているというものでございます。

それから、次の28ページ目でございますが、最低賃金が所定内給与の平均で大体どれぐらいの割合かということを書いたものでございます。上の折れ線が、その割合でございます。平均給与に対しまして、大体36から37%程度を推移しているというものでございます。

次の29ページ目でございますが、先ほど、日本の場合は平均673円と申し上げましたが、各国はどうかということでございます。現在、アメリカが、今の計算にしますと611円という数字になります。日本より低いわけでございますが、ご案内のとおり、今回のイラク戦費法案の関係で最低賃金の引上げが行われました。3年かけまして860円に引き上げるということでございまして、今年は、ここにありますように5ドル85セントへ引き上げるという状況でございます。

一方、イギリス、フランス、オーストラリア、オランダと書いてございますが、いわゆる欧米の国はかなり高い水準で、大体1,000円以上の水準でございます。

それから、次の30ページ目が、今申し上げました世界的な状況で、日本の最低賃金の平均賃金に対する割合でございますが、ここにありますように日本は36.5%ということで、必ずしも全体から見ますと高い方にはないという形でございます。

それから、実はこの賃金の状況は地域によって非常に違うということを示したものが31ページ目以降の状況でございます。

ちょっと飛ばさせていただいて、33ページをあけていただきたいと思います。これはどう見ると申し上げますと、15年の数字ですので少し前の最低賃金でございますが、この縦の棒が、いわゆる最低賃金でございます。それに対しまして、これはサンプルになりますが、どれぐら

いの賃金の方がいらっしゃるかという分布を示したものでございます。

例えば、33ページは一般労働者の方でございますが、東京、神奈川という全体として平均的な賃金が高いところに比べますと、やはり下の北海道、青森というのは、かなり最低賃金に近いところに山がある、そこら辺に分布しているという内容でございます。次の34ページ目の沖縄も、そういう状況でございます。

35ページ目は、パートの方でいらっしゃいます。パートに関しましては、もっとかなりそういった意味ではばらつきが出てまいります。東京、神奈川は、最低賃金より若干上の方に大体山がございますが、それに対しまして、右下にございます北海道は、やはりかなり最低賃金に張りついている層といたしましうか、パートの方がかなりあるわけでございます。次の36ページ目も、沖縄でございますが、やはり一番高いのは最低賃金のところという形でございまして、地域によってかなり影響も違いますし、賃金分布が違うという状況でございます。

それから、37ページでございますが、労働生産性と賃金、こういうことを少し比較してみたものでございます。これも、年次によって随分違う状況でございますが、近年を見ますと、大体、労働生産性に比べますと賃金の伸び自体は低いという傾向がございます。

ただ、製造業と非製造業ではかなり違ってございまして、非製造業はそもそも労働生産性の伸びも低い状況にあるというものでございます。

これは、それぞれの状況によって大分違うわけでございますが、次の38ページ目ですが、そもそも労働生産性を考えますと、上の大企業はかなり労働生産性が高まっているわけでございますが、それに対しましてやはり中小企業の方は、むしろかなり低いという状況も続いている、こういう状況でございます。

ちょっと飛びまして、42ページ目、後ろから2枚目でございますが、最後に最低賃金の引上げをどう考えるかということでございます。よく言われますのは、失業が高まるのではないかとということでございます。これに関しまして、若干、国際機関のレポートを集めてみました。

まず、1998年のOECDレポートで申し上げますと、理論面でも実証面でも、最低賃金を引き上げた場合に失業率が高まるかどうかというのはさまざまな議論があるということで、その効果自体は明らかではないと言われております。ただ、高い水準となれば雇用削減につながることに、一般的にコンセンサスがある。特に、若年労働者が失職しやすいのではないかと、98年にございます。

一方、2006年のレポートでございまして、むしろこれ自体、影響はどちらもあるのだという形で、必ずしも明確な形の結論は出ていないという状況でございます。

それから、43ページ目でございますが、最低賃金を引き上げた場合、労働生産性にどういった影響を与えるかというのが（2）でございます。これに関しましてはOECDの2007年レポートで申し上げますと、最低賃金が例えば10ポイント上がるとしますと、これは長期でございますけれども、労働生産性も上がるだろうということでございます。これは若干時間がかかりますが、非熟練労働が熟練労働に代替されるといった人的な部分の能力が高まっていくことによって生産性は上がるであろう、基本的にはそう見られているというものでございます。

それから、次の資料5でございます。

現状でございますが、今回の「円卓会議」におきまして、生産性向上と最低賃金の引上げをどう考えるかということで、論点を4つほど挙げさせていただきました。

まず、「現在の最低賃金の水準について、どのように考えるか」という現状の考え方。

2番目に、これを引き上げる場合の問題として、当然、生産性の向上が非常に大事になってまいりますので、「生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げの方針について、どのように考えるか」。

その1と2という大きな方向の上で、さらに3でございますが、地域によって非常に差がございます。先ほど申し上げましたように、地域によっては最低賃金に張りついているところもでございます。もしくは、業種によっても違いますので、そういう個別的な特定の産業部門、もしくは地域をどう考えるかという各論の部分でございます。

これを踏まえた上で、4でございますが、生産性の向上という産業政策と最低賃金という雇用政策、この一体的運用をどのように図っていくか。その中では、特に地域の活性化が非常に大事になってまいりますので、こういう個別地域の問題もどう取り組んでいくかということが論点になろうかと思っている次第でございます。

最後の資料6でございますが、これはスケジュールでございます。

本日、6月6日が第2回目で、こうなっておりますが、今の予定で申し上げますと、ちょうど一ヶ月後でございます7月上旬に、生産性向上と最低賃金引上げに関しまして大きな考え方を取りまとめたいと思っております。この予定をしておりますという状況でございます。

以上でございます。

（樋口議長）ありがとうございました。

それでは、議題を2つに分けて、ご議論いただきたいと思います。

まず、配付された資料1から3までにつきまして、「実施計画と取組方針」、「ジョブ・カード構想委員会」、「地方版円卓会議」について、各委員からご発言願います。

(丹羽委員) まだ読んでいないのですが、「地方版円卓会議」で主な意見というのが書いてありますが、かいつまんで言うとこれとこれと、2つぐらい、重要な共通の問題は何かございますか。

(山崎内閣府官房審議官) まず1つは、ここで申し上げたように、地域によって非常に状況が違ふと。したがって、「地方版円卓会議」におきましては、当然、自分たちの地域の状況を踏まえた対応が必要であるということは、もう全員、共通認識でございました。

その上で、やはり議論は最低賃金と生産性の問題が相当中心でございまして、これに関しましては、やはり労使の方々の意見については、ある程度違う意見もあり、もしくは、一方でやはり引き上げていくべきだけれども、そのための対策はどうすればよいかということで、かなりいろいろ個別的な提案があったり、そういう内容であったと理解してございます。

(山本再チャレンジ担当大臣) 実は、役所の有り様というか、こういう政策を作る時のものの考え方とアプローチで、今、再チャレンジの方で勉強していることがいくつかあります。その中に、アウトリーチというものの考え方がございます。

これで、有名なのはイギリスのブレア政権のコネクションズというものでございます。これは、13歳から19歳まで、イギリスの若者全部をフォローして、出向いて行って家庭の中まで詳しくご相談させていただいてアドバイスするという方法で、イギリスは非行とか不登校とか就職対策に役に立っているわけでございます。それと同じ考え方を、中小企業融資においてアドバイザリーという形で、融資するなら専門家と一緒に頑張って勉強するというのをやっていて、成果が随分上がっているようです。

それから、イギリス以外で見ますと、バングラデシュのグラミン銀行の貧困層向けの小口融資でございますが、これは有名なノーベル平和賞をもらったぐらいでありまして、やはりアドバイスと小口融資というのがセットでございました。

そして、何より特筆すべきは、日本でこれがございます。足立区における福祉から就労へという試みで、生活保護世帯60数世帯を一人一人訪ねて、家庭の事情だとか、このままでよいのかという問いかけの中で、40数世帯が雇用されて自立できて、生活保護から離脱したという事例です。

こういうアウトリーチ型というものを、是非これから各分野で考えていただきたいと思えます。従来は、看板を掛けて、「就職で何かあったらここへ来なさい」というわけではありますが、アウトリーチというのは、就職していない人のところに行って、それぞれの御相談を正確に聞いて、その上で、これでどうだという提案をしていく手法でございます。

以上でございます。

(樋口会長) ほかにいかがでしょうか。

(山口委員) 人材能力開発戦略はよいと思います。特に、中小企業については非常に大事であります。政府は、生産性向上という計り方を、1人当たりの付加価値を見て、数字を出しておられます。つまり、個人の能力を発揮しても、業績そのものが上がらなければ付加価値は上がらないということです。能力開発は将来に備えて非常に大事なことであり、転職等の場合にも役立つと思いますけれども、まずはデフレを解消して成長力を上げていくということを大事に考えるべきです。中小企業の場合は、業績が上がるような仕組みをいろいろ考えるなど、自分たちの自助努力も大事でありますけれども、景気回復という点にまず注力しないと、最低賃金のところまでいかないのではないかと思います。特に、中小零細企業の労働分配率は、非常に高いです。また、今、説明の表にありましたように、中小企業の労働生産性の伸びは、ゼロ以下のところにありますから、その辺が上がってこない、この最低賃金問題にはなかなか直接には結びつかないのだろうと思います。

(佐伯委員) 今、山口委員がおっしゃったことと私も同意見なのですけれども、中小企業の底上げ戦略が①、②に書いてあります。下請取引の適正化、あるいはIT化とか省エネ・機械化、これは非常に重要でございますけれども、1つは業種ごとにかなり差があると思うんです。生産性向上が、今、急務になっているような業種、例えば下請性の高い製造業とか建設業とか流通・サービス業等において、業種ごとの生産性向上のための基本計画を策定し、それに即して生産性の向上を図ることが必要と考えます。また、人材の育成については賛成でございます。

(丹羽委員) 生産性の向上というのは、ユニット・レーバー・コストを増加させない、言いかえるとインフレを引き起こさない平均賃金の伸びを規定すると私は理解しているんです。そういう意味からいいますと、生産性の向上と最賃を直接に結びつけるということは、いかななものかと思うんです。各国の例を見ても、いろいろな機関の例を見ても、直接的な関係を検証するデータはまだまだ出ていないということで、もともと生産性の向上と最賃というものを結びつけるというのは、やはりあまり科学的ではないと思うんです。

1つ言えることは、最賃というのは一体どういう基準で決めるのだというところに議論があるので、これは後半の資料のところでも少し申し上げたいと思います。中小企業が、もし最賃を引き上げることによって非常に苦しい、大変だということは、別の施策を考える必要があるのではないかと。最賃というものと、必ずしもそれを結びつけていくというのは、私は正しくないのではないかと。

後半のところ、最賃の基準について少し申し上げたいと思います。

(高木委員) 今、再チャレンジ担当大臣が言われたように、アウトリーチというか、例えば高卒で三ヶ月、半年で辞めて、その後、職探しをしばらくするんだけど、なかなか見つからない。そういう人たちは、世に言うフリーターと言われる。具体的な就労形態は、派遣だとか請負だとか、中にはパートタイマーの掛け持ちだとかというところへ行ってしまう。そのときに、彼らも毎日食べなければいけないものですから、そっちの方におしりを押されてしまって、いろいろなトレーニングを受けに行く、例えば「こういうチャンスがありますよ」ということをいろいろ広報していただいても、なかなか具体的に「じゃ、私、行ってみるか」ということにならない。そういう意味では、ここにも書いてございます「日本版デュアルシステム」のようなシステムを含めてというか、あまりおんぶに抱っこでもいけないと思いますけれども、食べる術を何か用意してあげながらこういうところへ呼び込んでいかないと、なかなかかかと思えます。もちろん、そんな甘ったるいことをやっておられるかといって、今日は尾身大臣もお見えですが、財政審などの議論を聞いておると、とてもそんなところまでお金を回していただけるのかなと思ったりもしますが、ともかく呼び水といいますか、今のアウトリーチ型も含めて、そういう手段も同時に講じないといけない、そんな印象を持っています。

今、山谷で若い人が増えているという話もあったり、それから大田区のインターネットカフェ、あの辺に朝、行きますと、マイクロバスで仕事へ連れて行かれる。彼らは、インターネットカフェの50センチから70センチの幅の中で朝まで過ごして、彼らと話をすると、今一番望みは何かといったら、広いところで眠りたいという、そんな現実もあるわけで、もちろんそれは特異なケースかもしれませんが、ともかく研修等を受けられるように環境整備してあげることが必要ではないかと思えます。

(清成委員) 今、アウトリーチの話が出ましたけれども、実は私どもの専門職大学院でも既にやっております、先ほど山谷の話がありましたけれども、台東区と組んで、教員と大学院生が一体となって、中小企業に出向いて指導するというのをやっております。

それで、この資料1に、大学・専門学校を活用した施策というのがあるのですが、これはなかなか普通の大学ですと対応し切れないということになりまして、専門職大学院、これが今、もう数十という単位になっていますし、ビジネススクールだけでも、もう30校ぐらいになっていますね。こういうところを活用するとか、それから、今、私は三鷹ネットワーク大学推進機構の理事長をやっているのですが、これは14の大学が組んだコンソーシアムなのです。14大学が一緒になりますと、いろいろな教員がいて、教育プログラムもうまく組める

んですね。これは、三鷹市がバックになっていますので、これもアウトリーチ型を実は目指しているわけでありまして、ですから、国立の大学に予算をつけるだけではなくて、そういうコンソーシアムにつけるということが、地域にとっては非常に有効ではないかと思えます。

以上です。

(太田委員) 地方の実例の話が出ましたので、ちょっとご紹介したいと思いますし、また、アウトリーチの考え方にも少し近いと思えますので。

厚生労働省の事業の範囲内で私どもがやっている一つの実例としてご紹介したいのですが、ジョブカフェというものがござります。フリーターやニートを正規の労働者にということで、ジョブカフェのモデルの事業として私どももいろいろなことをやってまいりましたけれども、今年4月から「新ジョブカフェOSAKA」というのを始めました。具体的な名前を挙げますとリクルート社と官民共同で運営していて、初期のカウンセリングですとか、あるいはスキルアップのところは行政が、それからその後の職業紹介から就職に至るところ、そしてまた、その人が定着するためのコンサルティング、さらには、これは中小企業を中心なんですけれども、中小企業の側で新しい労働者としてうまく使っていくためにどうしたらよいのかというコンサルティング、これまで一貫してワンストップでやる施設として、4月から運営しているんです。

ですから、特徴の一つは官民運営方式であるということ、それからアウトリーチとの関係で申しますと、中小企業に対して、全国で初めてだと思えるんですけれども、コンサルティングをやりながら人材を中小企業の生産性アップに活用できるような基盤をつくっていくお手伝いをしているということ、これは全国でも珍しい一つの考え方であるし、うまくスタートできていると私は思っております。

こういう取組の中で、先ほど来出ている「ジョブ・カード」というのは、やはり官民連携になりますと、やはり1人で自分の能力を証明していかないと、うまくつながりできませんから、そういう意味ではこの取組の中で、ぜひ「ジョブ・カード」を早く立ち上げていただいて、活用させていただきたいと思っております。

ただ、企業の側がそれを活用する環境が醸成されませんと、なかなかうまくいきませんので、支援体制づくり、企業への普及について、国の方でお力をおかりしたいなど。

それから、先ほど高木委員から出ました、確かにこういう若い人をずっと訓練したり紹介しておりますと、途中で生活が苦しいという話は聞かれるんです。これは、雇用保険の対象になっておりませんから、当然、そのようなことが起こる。

ですから、どこまで国が手を差し伸べるかというのは非常に難しいところだと思うんですけども、しかし、雇用保険の対象になっていないということを考えますと、やはり訓練期間の弾力化ですとか、あるいは生活資金のサポートというところも直截なわけですけれども、訓練している間、自分のやりたいことを本当に身につける間のサポーターとして、このジョブカフェ等を含めてどこまで制度的な措置をしていくかということは、これからの私どもの課題でもございますので、成長力底上げにうまく結びついていくように、国においてもご助力をお願いしたいと思っておりますし、また、こういうことが広がっていくようにご支援いただきたいと思いますと思っております。

(桜田委員) 資料1を中心に、地域の活性化ということで1つ申し上げたいと思っておりますが、非常に地方は地盤沈下が激しいということで、疲弊が進んでいる。地元で働き続けて生活が営めるように、地域活性化に向けた取組の強化というのは、当然必要だと思っております。

後ほどまた議論がありますが、最賃の引上げというのが、私は地方で生活する人に活力を与える、やる気を起こさせるという影響は計り知れないと確信しております。これまでの地方活性化に向けては、中小企業対策メニューが多く出されてきましたけれども、問題はどこまで活用されてきたかということだと思っております。今回も、中小企業対策は5つ、「地域資源活用プログラム」の推進とか地域ブランド確立に向けた計画ということが出されていまして、どの取組も、非常に私は重要なものばかりだと思っております。

実は、私出身の産別で、もう数年来、全国でまちづくり運動というのを展開してきておられて、その運動の先頭に立っておられていつも感じるのは、私どもの産別の本部だけで幾らやっても空回りするだけでありまして、やはり地域の実情に合った処方箋を示せないし、肝心の地域の当事者、主役の心に火がついていかないということを感じております。

したがって、今回この政策の実現に向けては、国が主導的役割を担うということも大事だけれども、やはり地方分権が進む中で、実際に地域で働いて生活している人たちが自主性を発揮して、また、連合でも言っております産・官・学・金・労・NPO、こうしたものが一体となって自分たちの地域を活性化させる気概を持った動きが起こせるかが鍵だろうと思っておりますし、個別企業任せでは限界があると思っております。そうした意味で、今回の地方円卓でもいろいろな議論が出ているということで受けとめておりますが、地域活性化の起爆剤になるように、この役割を明確にして、より一層の機能強化に努めていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

(山口委員) ちょっと元へ帰るような話になるかもわかりませんが、「成長力底上げ戦略」

では、賃金格差の問題を取り扱っておられ、確かに賃金格差は大事ですが、格差問題というのはその他にも大事な問題がございます。大企業と中小企業との企業間格差、それから地域間格差の問題で、これらを是正していかないと、日本全体の力というのは上がってこないと思います。

大企業と中小企業との企業間格差は、規制改革の結果、非常に大きくなっています。だから、日本はすべてが中流階級と言われた時代はもう過ぎて、非常に底辺の人が広がってきているという感じがいたします。

それから、地域間格差につきましては、これは非常に大きな問題で、特に政府でなければできない地方幹線道路の問題が置き去りにされている。いくら地域が努力しても、競争条件を同じくしなければ、格差は広がるばかりです。北海道とか、あるいは東北の北部とか、四国とか、とにかく地方幹線道路の通っていないところは、努力したところでどんどん遅れてきているという問題があるわけです。この問題は、全体を底上げするために、非常に大事なことではないかと思います。

ちょっと問題を拡散させたような形になりましたけれども、そういうことも含めて、成長力の底上げということを考えていただきたいと思います。

(樋口議長) ありがとうございます。

時間の関係もありますので、よろしければ2番目の議題に移りたいと思います。

2番目の議題は、資料4から7でございましたが、「最低賃金の現状」、「生産性向上と最低賃金引上げに関する論点について」、皆様からご意見をいただきたいと思います。

(丹羽委員) 先ほどちょっと申し上げましたけれども、私は、最低賃金というのは何かということで、中央最低賃金審議会でも3つの要素を考慮したと出ておりますけれども、最低賃金が労働者の生活安定を保障する、まさに最低限の賃金水準というものを意味するのであれば、算定根拠は労働者の生計費に絞るとというのが筋ではないか。現在のように、事業主の賃金支払能力に配慮して決定するというのであれば、最低生活水準以下の生活を労働者に強いるということになるわけでありまして、いま一度、原点に立ち戻って、生計費の最低限の賃金水準を保障するというのであれば、やはりそういう私が申し上げたような1点に絞って考えていくべきではないかと。

もちろん、この最低賃金引上げによるコスト負担でマイナスの影響を被る企業が出るということがあっても、これはまたいろいろ、下手な言い方をしますと相当な反論を受けますと思いますが、本来、競争原理からいえば、企業努力で解決すべきものなんですね。

しかし、そう言いますと、私が申し上げたように相当の反論を受けると思うんです。ただし、労働者に生活の最低のものを保障するというのが、やはりこの最低賃金を決める上において非常に大事なことである。もし、それによってマイナスの影響が甚だしく大きくて、企業が倒産とか、そういうことであれば、中小企業支援法とか、今度の新しいいろいろな政策の中で解決するものではないかと思えます。

それからもう一つは、国際的な比較から見ましても、日本の最低賃金違反に対するペナルティーが非常に低いということは、もう事実でありまして、この辺はやはりそのペナルティーというものをもう少し強くして実行を迫るということが、私は必要ではないかと思えます。

(甘利経済産業大臣) 「中小企業生産性向上プロジェクト」について、若干、報告させていただきます。

「中小企業生産性向上プロジェクト」については、経済産業省において、関係省庁(総務省、農水省、厚労省、文科省、国交省)とともに取りまとめたところでありまして、その主要な2点、下請の適正取引、中小企業のIT化について、簡潔に説明いたします。

下請適正取引の推進につきましても、6月を目途に、自動車、情報通信機器、ソフトウェア等におきまして、業種ごとの下請適正取引推進のためのガイドラインを策定し、普及いたします。また、本年3月に、東芝ライテック株式会社について措置請求を行いましたけれども、今後とも公正取引委員会と協力して、下請法等による取り締まり強化を行います。

それから、2つ目の中小企業のIT化であります。これは、小規模企業のIT化と中規模企業のIT化に分けて説明します。

まず、小規模企業のIT化でありますけれども、導入費用が安くて維持費用もかからないSaaS、ASP型サービスによる業務用ソフトウェアの提供が重要でありまして、全国商工会連合会では「ネットde記帳」を推進しております。SaaSは、Software as a Service、つまり、小規模企業は相当高額のソフトをいろいろ買い込んで更新する体力がありませんから、サービスを提供してくれるところにデータを送って処理してもらう、こういったサービスを活用することが小規模企業のIT化にとって大事ではないかと思えます。

それから、中規模企業のIT化でありますけれども、ITの投資対効果が不透明、追加コストの見通しが困難などといった問題の解消が必要であります。このために、中小企業の現場に常駐し、経営者の立場に立って提案、やりとりを行う人材を確保していくことが大事であります。

加えて、インターネットを通じた「BtoC取引」を、更に拡大するために、情報漏えい防止

といったセキュリティの確保や、顧客情報を販売戦略に活用するシステムの確立を支援してまいります。

以上、「中小企業生産性向上プロジェクト」についてご報告させていただきました。

(樋口議長) ありがとうございます。どなたかほかに。

(赤城農林水産大臣) これまでの議論の中で、最低賃金の水準が雇用とか生産性にどう影響があるかということ、これは諸説あるということではありますが、少しこれは議論が必要かと思えます。

農林水産省が所管しております食品製造業、これは99%が中小企業でありますし、特に地方において、その割合が高いということです。先ほどの資料の中でも、北海道とか青森とか、そういう地域で最低賃金の方に寄っているというのは、やはりそれぞれの地域の産業構造、これが影響しているのではないかと思うわけであります。

そういう中で食品製造業というのは、商品の付加価値の低いものでありまして、労働生産性も、近年、マイナスになっております。食品製造業の平均賃金と全製造業の平均賃金、これを比較しましても、全製造業では1,830円、食品製造業では1,353円と、これだけの差があります。そういうことから、食品産業全体の賃金の伸びが可能となるように生産性の向上を図ることが、やはり必要なのだと考えております。

そのために、例えば地域資源である地場の農産物を活用した特色ある商品づくりとか、地域ブランド化の取組とか、そういうものに支援を行って、商品の付加価値の向上を通じて食品産業の生産性向上を実現する。そして、その成長の果実が、企業はもとよりそこに働く労働者に分配されるというお互いにメリットがあるウィン・ウインの関係を求めていく、やはりここがベースになっていなければならないと考えております。

(小島委員) まず、マクロの話で、先ほどの資料で97年以降の労働生産性と賃金が挙げられました。97年については、例の金融パニックが始まった年で、10年前ですね。その翌年から、毎年毎年、家計所得全体がマクロ的に見て下がり続けてきたのですよね。

しかし、幸いなことに、消費は非常に何気なく伸び続けたために、何が起こったかということ、家計の貯蓄率というのは今、2%台ぐらいに落ちてしまったのですよね。これはもう、企業によって差があるのでしょうけれども、全体を合わせると、企業セクターからもう少し所得が家庭に流れる過程があると、これは持続可能な成長の条件になるという点が1つです。

それからもう一つ、最賃の関係で資料を見て、先進国の中でも日本は低いなというのが印象です。どの国よりも、今、日本の生産年齢人口は急激に減っているわけですね。このために移

民がどうかと議論しているときに、若者中心にこういう状況にあるというのは、ちょっと何か日本の社会の矛盾ではないかという感じがします。

それから、業種によって、確かにあります。しかし、最近いろいろな生産性比較がありますが、例えば一部のサービス産業、小売や流通関係とか、一部の建設は、生産性が製造業と比べて低いところもあるのですが、それを最近のアメリカや一部の国と比べると、差が大きくなっているのですね。アメリカのサービス産業というのは、かなり高度成長で生産性を伸ばしている。それはなぜかという、人が変わった面はあるかもしれませんが、要するに経営です。個人が能力を上げて、それが付加価値を具体的に生むかどうかというのは経営能力であり、経営努力だと思うんです。ここで、ITをいかにして使っているかという比較があつて、日本のサービス産業で生産性が低いところは、それが伸びている国と比べたら、圧倒的にそういうITを含めた経営努力が足りないという結果がいろいろな最近の研究で出ています。

だから、単に中小企業ということではなくて、あるいは業種によって違うのではなくて、個々の企業で同じ業種でも違うし、国によって、やり方でシナリオが変わってくるということも重要ではないか。この辺も、少ししっかりと見きわめることが重要ではないかという感じがします。

(高木委員) 今日、ご提起いただいた論点が4点ありますが、この4点の論点について、一々申し上げる時間もありませんが、あとは小出さんなり桜田さんの方にしてもらって、私からは現在の最低賃金の水準に関する認識を申し上げてみたいと思います。

これは今、丹羽さんからも小島さんからもございましたけれども、やはり国際的に低い水準になっていることは、やはり共有できるのではないかと思いますし、いわゆる生活をこの賃金レベルですという意味では、とても生活のベースになり得るレベルにない。610円というのは、年収で110万円ぐらいですから。

これは、なぜこういうことになったのかということですが、この最賃制度がスタートしましたときに、当時などは業者間協定方式というのがあったそうで、当時はまだ中卒の方が結構おられた時代だったので、中卒初任給をベースにして議論して設定されたと。その後、目安方式に変わったり、決定方式の違いがあるんですが、今日までの来し方を振り返ってみますときに、30人未満の企業の賃上げ率にほぼ準拠しながら、しかし、それも上げ幅論だけでやってこられた。今、生計費だとかという議論が、もちろん能書きには書いてありますけれども、生計費がどうというより、世の中、これだけ率が上がったから、その率をフォローしようということだけでやってきた。この間、15歳でそのまま社会へ出られる人もわずかにおりますが、もう今ほ

とんどが高等学校以上に進まれる時代になって、そういう大きな就業年数の構造が変わったことについて、そういったこともフォローができていないまま今日まで来て、いわゆる生計費というファクターを、ほとんど意識していないと言ったら、樋口先生などはご苦労されていますからあれですが、そんなことが今の最賃の差につながっているのではないかなと認識しております。

そういう意味では、この議論を踏まえて中央最低賃金審議会等で議論していただくときに、その辺の制度の骨格にかかわるルール形成、そんなことも必要ではないかと思えますし、それから2番目の「中長期的な引上げの方針について」という、やはりこれはある種、ルールというか指標が要るのではないかと私は思っております。ともかく上げたらよいということだけでは議論になりませんので、それは今日もご説明がありました、一般労働者の平均賃金の今36.5%ぐらいだというのを、例えば50%がよいのか何ぼがよいのか議論したらよいと思えます。そういう指標を選ぶとか、あるいは、かつて中卒の初任給に準拠して決めていた時代があったのですが、今は圧倒的に高卒以上ですから、高卒初任給を準拠の基準にするだとか、それから私ども連合ではリビングウェッジという議論をしておりまして、政府や都道府県、市町村でいろいろな公契約を結ばれる。そのときに、工賃何ぼという単価の問題がありますと、少なくとも最低工賃はこれ以上の額で契約していただきたいみたいな、二、三の地域を調べて、最低生計費プラス社会保険料負担ぐらいを取り込んだものでございますけれども、例えば公契約条例みたいなものを将来想定されるとしたら、そういうときに使います、いわゆる入札に当たっての積算の最低工賃というんでしょうか、例えばそんなようなこともあり得るのではないかと。

そういう意味では、いずれにいたしましても、中長期的にどう考えていくかという意味では、何かそういう準拠すべき、比較的みんなが合意しやすい物差しが必要なのではないかなと。そんなことで、今、二、三点、それぞれご検討、吟味いただいたらよいと思えますけれども、そんなことを思ったりしております。

(冬柴国土交通大臣) 国土交通省では、所管の業界の中では建設業、運輸業があるのですが、建設業は99.9%が中小企業でございます。そして、運輸業は99.7%が中小企業です。そして、この人たちは、元請から仕事をもらってやっているわけです。

したがって、これはどんなことになっているのかということをもものすごく調べたんですけども、120日を超えた手形をもらっているんですよ。そういう人があります。それから、引き渡しから50日を超えてからしか決済してもらえないとか、私の方で6,000社から調べて、そしてまた、下請をやっている1,200社から調べました。いろいろ立入調査もやりましたけれども、

大変厳しいですよ。ですから、この中小企業の方が生産性を上げるとかどうとかといったって、元請からそれだけやられると、これはなかなか商売をやっていけないですね。

したがって、私どもは、これは下請適正取引のためのガイドライン、先ほども甘利大臣がおっしゃいましたけれども、これをやりまして、そして立入検査その他、きちっとやらせてもらおうと思っています。

それから、運輸関係でも、今、タクシーが大変問題になっていますけれども、年収303万円ですね。そうしますと、16時間も一生懸命働いて、今度は食べていけないのですね。ですから、ここら辺をどう解決していくかという問題があります。

この資料でも、何か「中小規模」と書いてあって、「企業」と書いていない。これは、どこから分けたんだといったら、資本金1億円で線を引っ張って、上が大企業で下が中小企業、私が言う中小企業というのは、大体サービス業では5人以下、それから製造業で20人以下、この業界で80数%がそれですよ。

したがって、そこがやはり利益を得られるようにしないと、そこに働く人たちに分け前が分けられないのですね。中小企業は、儲ければ一番にどこへ持っていくかといったら、従業員に分けます。そうでないと、いい人が来てくれませんから。

ですから、私は、今のいろいろな先生方がおっしゃっているとおりで、生活ができるかどうかということを考えた上で、やはり日本の最低賃金というのを決めて、そしてそれが広く受け取れるようなシステムを考えていかないといけないのではないかなという感じがします。運輸とか、それから建設関係も、いろいろ問題はありますけれども、非常に厳しいところがあります。

旅館なども、非常にいろいろサービスを考えられまして、泊食分離と。要するに、日本の旅館は大体食事つきですけども、このごろ食事をやめにしまして、例えば、神戸だったら、中国人がたくさん来ますから、中華街で食事して、そして有馬の日本旅館に泊まって温泉に入る、これはものすごく人気があるんです。それから佐渡では、この両津港周辺の旅館が全部集まって、共通したメニューをつくりまして、お客さんにチョイスしてもらおうという先端的なこともやって、非常に人気を博しているわけです。

そういうことで、最低賃金とそれをどう結びつけるかは別として、生産性向上という観点では、我々が見ても、非常に中小企業は努力しておられると思います。

以上です。

(山口委員) 大臣がおっしゃいました中小企業基本法における基準で、企業数全体の99.7%

が中小企業です。ですから、もう日本企業のほとんどが中小企業だということですね。

それから、もう一つですが、中小企業への支援策は、経済産業省中心で随分いろいろとやっ
ていただいておりますけれども、何分にも予算が少なく、国の予算全体の0.3%程度です。
例えば農業予算などに比べますと、まだまだ少ない。その辺は、やはりできるだけ考えていた
だきたい。

それから、2005年の国税庁の税務調査によりますと、これは商工業ですけれども、資本金1
億円未満の企業の40%強の中小企業が赤字申告なんです。中小企業は、赤字・黒字、黒字・赤
字を繰り返しながら、何としても生き抜こうと耐えてやっているわけです。ですから、その辺
をご理解いただき、中小企業にいろいろな支援をしていただかないと、最低賃金の問題なども、
一番下にいる層は非常にきついただろうと思いますね。

それから、先ほどの資料のアメリカの最低賃金の引上げについてですが、イラク戦費法案に
盛り込まれていたことで通ったのだらうと思いますが、アメリカの場合は、州をまたがる取引
をする売上高50万ドル以上の企業に適用されるということになっています。これは日本円では
売上高約6,000万円です。日本では、17年度から消費税の免税点の引き下げが行われました
が、課税売上高1,000万円から3,000万円の間的事業所数は約160万にも上ります。ですから、
もしアメリカのように売上高50万ドル未満は適用しないということであれば、相当除外される
ものと思います。また、日本の場合、健康保険料など社会保険の事業主負担分があるとか、国
によっていろいろな制度の違いがありますから、外国との比較については、やはり正確に比較
していただかないと、困るなという感じがいたします。

もう一つ、中小企業、それも一番下のところの企業を何とか強化していくという方策につい
て検討をぜひお願いしたいと思います。あらゆる手段を講じて支援していただいていること
には感謝しておりますけれども、予算増といっても前年度比で数%程度のプラスという水準です
し、特に、太田知事もおられますけれども、地方分権になって、中小企業の指導関係予算は、
地域によってはむしろ減っております。地方分権をお進めいただくのなら、その辺もよく考え
ていただかなければいけないと思います。

以上でございます。

(佐伯委員) 要するに、中小企業全体の底上げを図るのが、一番先決だらうと思います。そ
れでないと、何か最低賃金を上げるだけの議論になると、ちょっとおかしいと私は思います。

それから、先ほど誰かがおっしゃいましたけれども、我々中小企業は、企業努力はしている
んです。大臣がおっしゃったように、本当に中小零細は、夜も寝ないで働いているくらい大変

な企業努力をしています。でも、努力にも限界があります。それをやはり認めた上で、我々は、IT化とか何かを含めて生産性向上を何としても図って、その結果として最低賃金を上げていくべきだと私は思っています。

(太田委員) 先ほど来、最低賃金と、それから生産性の問題とをどう関係づけるか、これはどこまでいっても、多分なかなか根拠をつけることは難しいと私は思うんですけれども、やはり、さっき小島委員がおっしゃったように経営力だと言われると、やはり地方とか中小企業は本当に苦しいんです。それを言うんだったら、東京への人材の一極集中、それからやはり、さっき資料を見ていて、全然昔と変わっていないなと思ったんですけれども、やはり非製造業のところの生産性の低さというのは、非常に長い間、国際的に日本の特徴として続いていることです。これは、やはり人材が、ブランド産業と言っていいのかどうか分かりませんが、成長業種に集まることによって生じていることだろうと思うんですね。

ですから、こういう文化を前提にしますと、地方独自とか、あるいは中小企業だけではできないことというのはどうしても出てくるので、私はやはり下請取引の適正化を含めて国のやるべきことはきちんやりやっていたくことと、それからやはり地方への応援、中小企業への応援、サポートということと、最賃を含めてこの問題との並行で進めていくということは、絶対にやっていただきたい。一方だけで進ませるということは絶対あり得ないということは、地方の意見として強調しておきたいと思います。

(樋口議長) 時間も来ておりますので手短にお願いしたいのですが、まず竹中委員、そして柳澤大臣。

(竹中委員) 先ほどの前半のお話と、ちょっと両方に絡むのですけれども、私どもの活動は、最低賃金からも外されているというか、「最低賃金も取れない人たちだよ」と言われている重い障害の人たちが対象ですけれども、ITなどを活用したり、あるいはその人自身ができない営業やネゴシエーション、請求業務などバックオフィス機能とスキルアップ・システムを整えた体制を組むことによって、そういう方々が、学び働くことが実現しています。例えば私どものスタッフの一人は、大てんかん発作のある精神障害の方です。精神障害者の作業所に行かれるとおそらく月5,000円くらいしか報酬を得られないと思いますが、何年もスキルアップに励まれ現在は年報400万円くらい稼がれています。またある方は非常にアーティスティックな能力があるけれども、障害が重くて年間トータルすると50日から100日くらいしか働けません。でもコンピュータグラフィックスを学ばれ、人気アーティストになりました。彼女の作品をきちんと販売網に乗せる仕組みをつくりあげたことによって、彼女は数百万円のペイをきちっ

と得て、タックスペイアーになっています。このようなことは仕組みを拡充することによって、今後ますます可能になります。

つまり、前半のアウトリーチのお話のように、一人一人の顔を見て、その人のやれることを引き出していく、あるいは創出していく仕組みがあると、そこまでのことができるのに、企業というか会社組織という「マス」の構造になったときに、なぜそれが難しいのだろうかと感じながら皆さんのご意見を聞いていました。「最賃というライン」で人がはかられてしまうと、このような議論になるというのを寂しく感じたと同時に、逆に言うと、成長力の底上げというのは、本当は一人一人の顔を見ながらやることじゃないのか、と改めて感じました。そして長年の労働運動というものが、実はそれをやって来なかったのではないかと痛感しています。

資料を提示させて戴きますが、これは私が参加させていただいている財務省の財政制度等審議会で、海外視察資料として本日発表されたものです。プロップのカウンターパートであるペンタゴンのCAP（米国防総省電子調整プログラム：Computer/Electronic Accommodations Program）という、ITなどを活用することで最重度の方までを政府官僚とか企業のリーダーに育てるといふ、まさにタックスイーターである人たちをもタックスペイヤーにできる仕組みについてまとめて戴いたものです。そこにはやはり個別の人たちを見るというところから生まれてきた雇用創出の姿があります。ぜひマクロの最賃という、あるいは組織構造を語ると同時に、一人一人の人をどう社会の中へ押し出すかという視点の両方を、ぜひこの「底上げ戦略」の円卓会議でお話し合いたいと思います。

以上です。

（柳澤厚生労働省大臣） 私は、今日も国会で最賃法の審議をしてきたばかりでございます。最低賃金の法律は、先ほどもご議論がありましたように、今や生活保護の水準と逆転減少が起こっているということで、生活保護の施策との整合性を考えて決めるということを入れるというような内容でございます。

その場合に、先ほど丹羽委員がおっしゃったように、確かにこれはしっかりした生計費を基準とした賃金を払って、それで成り立たないか成り立つかは企業努力で解決すべきだというのは、理屈の上ではまさしくそのとおりだと私も思いますが、ただ、それを何の施策もしないでそうだとすることで放り出したのでは、これはやはり世の中うまく回っていかないということは明らかだと思います。

したがって、やはり最低賃金を引き上げて、生活保護費との逆転現象などということは起こらないようにしなければならないということですが、その場合に、やはりそれに耐えられるよ

うな施策を政府の側がするという段階にも至っている、そこに焦点を合わせた施策を手当てするということが必要な状況になっていると私は考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

(樋口議長) では、最後に小出委員。

(小出委員) 私の立場では、先ほど高木さんが言われたように、やはりこれからの最賃の一つの議論としては、単なる上げ幅ではなく、高さである程度議論をすべきではないか、このことを1つ申し上げたい。

それからもう一つは、先ほど来、取引の問題が出ているのですが、私はぜひ甘利大臣にお願いしておきたいんです。今のものづくりに関する取引の関係というのは、もうめちゃくちゃな関係にある。いろいろな実態を承知しているのはいっぱいあります。けれども、時間がないので言いません。

問題は、中小企業に全部しわ寄せが行くんです。そのときに、それでは公正取引委員会に申し入れたら、実際に企業名から全部出してくれば、調査、実績を出しますと言われるんです。では、そういうところの企業名を出せますか。自分が企業を倒産させてもいいと覚悟すれば公表するでしょう。だけれども、それは絶対できないです。そういうことからいくと、私は甘利大臣がそうやると言われるのだったら、要するに調査の段階でもっと大々的にそれを言ってもらって、それが抑止力になるのだと。少なくとも私のところには、1,800の単組がありますから、労働組合を通じた調査をやるというのだったら、そんな弊害はないでしょうから、幾らでもそういうところを紹介しますから、それは本当にやってもらいたい。

ここ三、四年の取引の問題というのは、物すごく劣悪な状況になっていることはもう事実だと思います。私は、その実態をきっちり把握してもらって、下請法の問題について——やはり下請法そのものが、昭和31年にできた3億円以上と3億円から1,000万円と1,000万円以下、こんな古い法律の中でということで果たしてよいのか。そういうことも含めて、きちっと実態をつかんでもらって、それに対する対応というものを、できるだけ出していただきたい。経済産業省の所管で、いろいろなことをやってもらっていますけれども、わかりやすい動きをしてもらうことが抑止力になるのだと私は思いますので、ぜひそういう視点から取組をお願いしたいと思います。

(樋口議長) ありがとうございます。

時間も過ぎておりますので、本日の会合はこのあたりにしたいと存じます。

なお、会合後の記者会見につきましては、大田大臣に対応をお願いいたします。

それでは、官房長官からお願いいたします。

(塩崎内閣官房長官) 本日の「円卓会議」では、「実施計画と取組方針」、「ジョブ・カード」、「地方版円卓会議」について、また、「最低賃金の現状」、「生産性向上と最低賃金引上げの論点」について、熱心なご議論を承りました。ありがとうございました。こういった忌憚のないご意見を踏まえまして、さらにこの「底上げ戦略」を推進してまいりたいと思っております。

閣議決定でございます「基本方針2007」の閣議決定が、今後、予定されておりますけれども、この中で「底上げ戦略」も位置づけてまいりたいと思っておりますし、働く人全体の所得・生活水準を引き上げるべく、全力を上げていきたいと思っております。

皆様方のそれぞれのお立場からのご貢献、またご支援をいただき、今後、この「底上げ戦略」をしっかりとやって、全国の期待に応えていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(樋口議長) ありがとうございました。

それでは、本日の会合はこれで終了いたします。

—了—